

8 高文連第 35 号の 2
令和 8 年 4 月 2 日

京都府高等学校文化連盟
加盟校長 様

京都府高等学校文化連盟
会 長 奥 平 美 香
(京都府立鴨沂高等学校長)

京都府高等学校文化連盟主催行事等に係る「特別警報」等発表時の対応について

平素は、本連盟諸事業に格別の御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、気象庁ではこれまでに経験したことのないような気象状況による甚大な被害が想定されることから、平成 25 年 8 月 30 日（金）から「特別警報」の運用（別紙「特別警報とは」参照）が開始されています。

つきましては、本連盟が主催する行事等に参加する生徒及び運営等に当たる関係教員等の安全を最大限に確保することから、「特別警報」等発表時の行事等の対応については別添【京都府高等学校文化連盟主催行事等に係る「特別警報」等発表時の対応について】のとおり取り扱うこととしますので、貴所属生徒の参加並びに教員等の派遣について適切に対応いただきますようお願いいたします。

京都府高等学校文化連盟事務局
TEL;075-746-3497 FAX;075-746-3498
MAIL; kobunren-kyo@kyoto-be.ne.jp

京都府高等学校文化連盟主催行事等に係る
「特別警報」等発表時の対応について
(令和4年5月23日改訂)

1 気象警報等発表時について

- (1) 特別警報発表時は「ただちに命を守る行動をとること」が前提となるため、行事等は中止する。
また、暴風警報発表時も同様とする。
- (2) 大雨、高潮、津波、暴風雪、大雪、洪水警報の発表時は、会場地や参加生徒の地域性を考慮し、生徒及び教員等の安全を最大限に確保できるよう配慮し、実施判断する。

2 気象警報等の解除時について

特別警報が解除され警報等に切り替えられても、「その後の土砂崩れや河川の決壊等により道路、交通網が遮断されるなど生徒等の移動に危険が及ぶ可能性が高いこと」が想定されるため、確実に安全が確認されるまで実施しない。

3 その他

- (1) 会場地に「緊急安全確保（警戒レベル5）」または「避難指示（警戒レベル4）」が発令されている場合、事業等を中止する。
- (2) 会場地の気象条件に一切の支障が無い場合においても、参加生徒の居住地域における警報等の発表の有無について確認した上で実施する。
- (3) 大会実施中に特別警報が発表され、速やかに事業を中止した場合は、参加生徒の移動に係る安全等を十分に確認した上で、引率教員の指導のもと帰宅指示をする。
- (4) 行事等の実施に当たっては、事前に気象状況等を確認し、必要に応じて「事業等の中止・延期」の決定手順等を周知する。

（別紙）「特別警報」とは

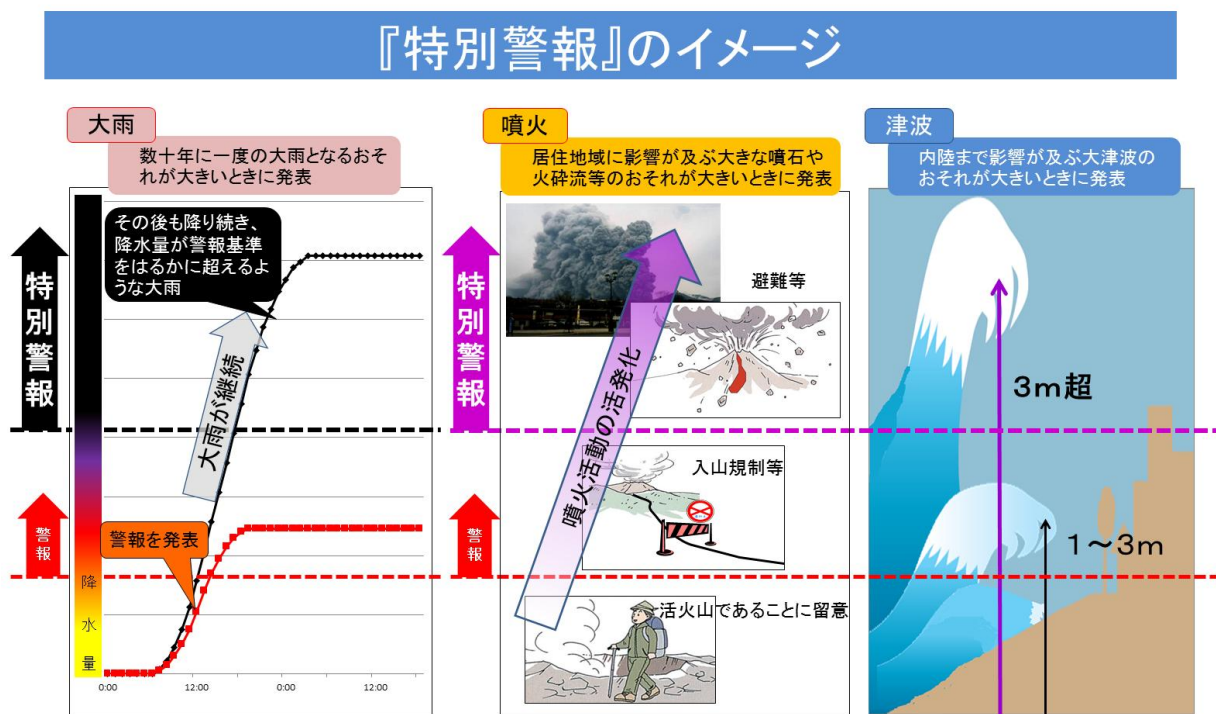
（気象庁公式ウェブサイト <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/> より抜粋）

※2026年4月時点の情報です。

「特別警報」とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨や、大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表し、最大級の警戒を呼びかけるものであり、気象庁では、平成25年8月30日から運用しています。

特別警報が対象とする現象は、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、東日本の広い範囲で河川の氾濫等による甚大な被害をもたらした、100人以上の死者・行方不明者を出した「令和元年東日本台風」の大雨等が該当します。

特別警報が発表された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。この数十年間災害の経験が無い地域でも、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっていますので、油断しないでください。



特別警報が発表されないからといって安心することは禁物です。気象庁では、特別警報だけでなく、危険度の高まりに応じて警報や注意報も発表しています。大雨等においては、特別警報の発表を待つことなく、時間を追って段階的に発表される気象情報、注意報、警報やキキクル（危険度分布）等を活用して、早め早めの避難行動を心がけてください。

「特別警報」が発表されたら
すべての現象に共通すること

- お住まいの地域は、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。
- この数十年間災害の経験が無い地域でも、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっていますので、油断しないでください。